

税制調査会（第23回総会）終了後の記者会見議事録

日 時：平成27年10月14日（水）12時19分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○記者

よろしくをお願いします。

最初に会長から。

○中里会長

本日は、実像把握に次いだ個人所得課税セッションの第2回目ということにして、所得再分配機能の回復という視点を念頭に置きながら所得税の税率構造や控除のあり方について議論を行ったということです。

議論の中で、所得再分配機能の回復の観点から、所得控除方式を専ら採用している諸控除のあり方について諸外国の制度も参考にしながら、ゼロ税率であったり、税額控除であったり、消失控除であったり、そのような様々なものも参考にしながら検討していく必要があるのではないかという意見が出ました。

次回については、働き方の多様化やこれまでのセッションで委員から御意見がありました老後に備えるための自助努力への支援に関連する問題について議論した上でさらにフリーディスカッションを行いたいと考えています。

○記者

今日の議論の中で所得税と個人住民税の課税限度額の違いの部分についても、簡素な税体系という意味から違和感があるというような意見もありましたが、その理由付けについても説明があり、その点について会長は今どのように思っているのでしょうか。

○中里会長

制度が複雑であるということと、実際にそれを申告なら申告で計算する際に複雑であるということは別かもしれません。今の所得税の制度も住民税の制度もそれぞれ結構複雑であると思うのですが、例えばインターネットの税額算定、確定申告のサイトで様々な必要事項を入れますと結構きれいに間違いなく税額が出てきますから、そこはもちろん公平で、簡素であることは様々な意味で重要ですが、それとともに、今の確定申告のサイトのような納税者が自分の力でそれほど手間暇かけずに間違いなく計算できるサービスをどのように提供していくか。これは少しずつですが十分になされてきていると思いますから、さらにそれを充実させていくということで、片方で簡素を追求し、片方で納税者サービスを追求するという両建ての中でおのずと落ちつくところが出てくるのではないかと考えています。

○記者

今日の委員の議論の中で所得控除から税額控除へという大きな流れについて支持す

る意見が結構出たと思うのですが、これについてはコンセンサスができつつあるという理解になっていらっしゃるのでしょうか。

○中里会長

所得控除であれ、消失控除であれ、税額控除であれ、ゼロ税率であれ、納税者の担税力をきちんと計算するための技術ですから、この技術の方がこの技術よりも絶対に正しいなどという、そのような問題ではないと思います。したがって、様子を見ながら、どの技術であれば、先ほど申し上げたような簡素で分かりやすく制度を設計できるかという方向から見ていけば良いことであって、当初この税制調査会が始まった頃は税額控除論者と所得控除論者の二項対立のようになっていたわけですが、消失控除もあるのではないかと私は申し上げました。さらにゼロ税率もあるなど、様々なものが出てくる。そうすると、様々な中でどこについてはどれで行えば良いかということは、それぞれ利害得喪があるわけですから、状況を見ながら行っていけば良いということで、理念的な空中戦のようなものにならないように見ていくということです。

今、この段階でこちらに決まったと言う必要もないのではないかと考えています。今は様々な制度があって、この国ではこのような制度をとっています、この国ではこのような制度をとっています。それぞれこのような良い点があり、このような問題点もありますということとを並べて、整理するという段階です。そのような段階をきちんと経ないと日本の今の執行体制や納税者の状況ごとにどれが望ましいかが変わってくると思いますから、今の日本の状況にとって望ましい制度というものは、そのような細かな議論を経た上でやっと出てくるものではないかと考えています。

○記者

今、会長がおっしゃられたことだと、次回、同じような議論を経て、いずれほどの制度が良いか、あるいはどの制度とどの制度の組み合わせが良いかという絞り込みの作業が続くと思えば良いのでしょうか。

○中里会長

去年、配偶者控除について、数えようによっては三つですが、五つのメニューを提示しましたが、専門技術的に中長期的な観点から諮問にお答えする政府税制調査会の立場から言えば、幾つかのメニューの良い点、多少の問題点も含めて良い点、問題点、両方を含めてメニューとして提示することがとりあえずは一番良いのではないかと。これが良いと政府税制調査会で決めても、それは政治過程であとは判断されることですから、様々な方々の様々な理念が対立することが政治の場ですから、最終的にはこちらでお決めいただくということで、私達は、こちらは理屈だけということではありませんが、様々な制度を同じ平面で並べて、丁寧にそれを記述し、説明する。メニューを作ることが一番良いのではないかと私個人は考えています。どうしても決めろという意見が委員の中から強く出ればそのようなになるかもしれませんが、メニュー方式が客観的で良いと個人的にそのよう思っています。

○記者

追加で、今、所得控除、税額控除、ゼロ税率、消失控除などのメニューを出すことが良いとおっしゃられましたが、今日の議論の中で夫婦合算制度については担当課長の説明でも効果が限定的であるという説明があった上で、委員の方の議論もなかったように思うのです。夫婦合算制度については、そのメニューの中から落ちるような状況であるのか、それともメニューの一つに残っているものであるかはいかがでしょうか。

○中里会長

様々な考えの方がいらっしゃると思います。現実にも今、どの方がどのような考えであるかを100%フォローしていませんが、民法との関係を度外視しても、アメリカ等の2分2乗方式についてお聞きしたところだと、やはり片稼ぎの高額所得者に圧倒的に有利である。夫が1億稼いでいて、妻の収入が例えばゼロの場合あるいは逆の場合に半分になってしまうということは幾ら何でもあんまりではないか。両方、夫も妻もどちらも同じ所得であったら足して2で割っても変わらないわけですから、累進税率の下では、差が極端である夫婦の方が負担が軽くなるということです。

共稼ぎの世帯が増えていく中で、これがどこまでどのようなものであるかということに関しては、もう少しそのような点も踏まえて見ていかないと分からないわけで、メニューからすぐ外すということではありませんが、皆様余り御興味がないような、個人単位が浸透しているということなのではないでしょうか。また考えてみたいと思います。

このような地味な作業が非常に重要ですから、よろしくお願いします。

○記者

議論を聞いていて、前回も今回も基本的には低所得者対策と言いますか、税金を納めていない人も含めたところの対策に力点を置かれた議論が続いていると思うのです。一方、税込中立というときに、当然負担増になる層も改革を行ったときにはあると思うのですが、今日、高田委員などからもグローバルに見たときの日本の税制のあり方を見なくてはいけないという意見もありました。その負担増になる層の議論というのは、どの辺りから行うようになるのでしょうか。

○中里会長

政府税制調査会の役割はかなり多人数の経済学者の方がいらっしゃって、他方、実務の方、我々法律家等、様々な方がいらっしゃいます。経済学の理想、理論上の理想というものは当然あるわけです。その理想を執行可能な形で提示するということが政府税制調査会の役割として重要であると思うのです。

次に、そのようにして一定の執行可能なメニューができたのであれば、その中で政治的に許容できるものを御判断いただく。これは政治過程の仕事になります。それが憲法の定めるところでもあるわけですから、困っている方に光を当てるために困っていない方に御負担をお願いする。しかし、我々はメニューを提示しますが、具体的に

どの方々に御負担をとということに関しては、政治過程で御判断ということで、様々な意味で、政治というものは利害調整ですから、そのプロの方がきっちりと御判断なさることなのではないでしょうか。賛成・反対は様々入り乱れると思うのですが、その中でおのずと一定の方向に決まっていくのではないかと考えています。

我々は、あくまでも経済学的な理論的な理想を執行可能な制度で仕組んで、そのメニューを提示するというところに、黒子というのでしょうか、そのような地味な作業をきっちりと行うことが良いのではないかと考えているわけです。

○記者

どうもありがとうございました。

○中里会長

どうもありがとうございました。

[閉会]